

平成26年6月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年5月27日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成26年5月27日（火） 午前 9時04分
閉 会 日 時	平成26年5月27日（火） 午前 10時38分
委 員 長	並木 正年
委員会出席議員	
委 員 長	並木 正年
副 委 員 長	金子 雄一
委 員	長嶋 元種 羽鳥 健 大塚 佳之 福田 悟
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	3人

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 5 0 号	鴻巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 5 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

（市民協働部）

市民協働部長 吉田 全利
 市民協働部副部長 吉田 憲司
 参事兼市民活動推進課長
 大塚 伸也
 生活安全課長 加藤 薫
 生活安全課副参事 小山 薫
 自治防災課長 中島 章男
 花かおり課長 町田 浩一
 やさしさ支援課長 岡安 則行
 市民課長 中村 昇

 吹上支所長 田島 好夫
 川里支所長 藤村 和幸

（環境産業部）

環境産業部長 福田 千之
 環境産業部副部長 竹村 慎吾
 環境産業部副部長兼農政課長
 新井 昭
 環境課長 島田 和夫
 商工観光課長 大沢 昌弘

書 記 原 口 登志美
 森 田 慎 三

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。長嶋元種委員と福田悟委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第50号 鴻巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第50号 鴻巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(自治防災課長) それでは、議案第50号 鴻巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、平成26年4月1日に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、勤続5年以上の非常勤消防団員の退職報償金の支払い額を引き上げるものです。

引き上げ額につきましては、5年以上10年未満の団員については5万6,000円とし、10年以上の団員については全て5万円以上引き上げるというものでございます。

以上が説明です。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(福田) この5万以上上がって、いろいろご足労いただいている方に対しては少しいいのかなという感じを持っているのですが、ちょっとここでお聞きしたいのは、団長、副団長とか分団長とか、そういうことで分かれていますよね。例えば29年勤務というか、かかわって、分団長をやめて、1年間頑張ればまた次のランクの退職金がもらえるということで、30年以上に1年なり2年団員としてやった場合、それについての退職金はどうなるのでしょうか。

(自治防災課長) 29年以上支払った場合、一度退職報償金を支払いますので、再度なった場合にはまた1年目からということで、また1年でやめた場合の退職金という形の計算方式になります。

(福田) もう一つ考えられるのが、29年で分団長をやめて、普通の団員として2年ぐらい残っていた場合、そうすると29年の退職金よりも、報償金よりも30年オーバーするとかなり違うではないですか。これ見ますと。すると、そういう事例も出てくると思うのです。そういった場合はどういうふうな計算で決めるのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時08分)



(開議 午前09時08分)

(委員長) 再開します。

(自治防災課長) そのまま退職しないで長く勤めていた場合には、やはり30年ということで、基準が一番長くやっていた上の分団長の計算式で30年と、以上ということで支払うことになります。

(福田) わかりました。

(大塚) それでは、今回の議案に関してであります。5年以上が対象者ということで記されてあります。今現在の鴻巣市内における非常勤の対象者の勤続年数、何年以上、年数と、それから人数についてわかればお答えいただきたいと思えます。

(自治防災課長) それでは、お答えいたします。

平成26年の3月31日現在で消防団員423名でございます。このうち5年未

満が130名、5年以上10年未満が82名、10年以上15年未満が79名、15年以上20年未満が50名、20年以上25年未満が44名、25年以上30年未満が28名、30年以上が6名。在職年数の平均につきましては、11.75年という形になってございます。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時11分)



(開議 午前09時11分)

(委員長) 再開します。

(自治防災課長) 済みません。先ほど3月31日現在と言いましたが、26年の4月1日現在で419名ということで、トータル人数訂正お願いいたします。

(大塚) 今それぞれ5年区切りの人数についてお答えをいただきました。平均すると11.75年ということになると、このエリアに含まれる人数の合計が2区分になりますか。そうすると、130名程度、129ですか、という人数になると思います。担当課としての考えとして、感覚として、いわゆる平均年数が12年程度、あるいは今現在の5年ごとの勤続区分について、これが妥当という考え方、捉え方なのか、あるいはまた別の見方があるのか、そこら辺についての考えについてはいかがでしょうか。

(自治防災課長) 消防団員、確かに減ってはいるのですけれども、減る傾向にあるのですが、勧誘に当たりまして、最低でも3年以上まず経験して見ていただきたいということをお願いをしていることもあります。それと、5年未満につきましては鴻巣市独自で退職金の条例も持っておりますので、これにつきましてもお話ししながら、なるべく消防団員、ボランティア精神もあるのですが、続けていただきたいということで、5年以上につきましては全自治体同じものを使ってございますので、特に鴻巣市の場合には独自で5年未満をつくっているということで、5年区分という形をお願いをしているところでございます。以上です。

(大塚) 過日の本会議、昨日ですね、本会議でもこの金額について、取

り決めについては、ほかの市との比較はどうだということで質問がありましたが、これは共通ですということで答弁がありました。今5年未満については市単独で対応しているということではありますが、これは他市にもあるという理解でよろしいのでしょうか。それとも、鴻巣独自ののでしょうか。

(自治防災課長) 近隣では、まず桶川市が別の条例ということで持っています。また、行田市については内規で互助会の中で決めているということを知っています。桶川市の場合につきましては、1年以上4年未満の退団、退職団員について、自己都合の退団を除いて支給しているというふうに聞いてございます。

以上です。

(長嶋) まず、条件はあるのだろうと思うけれども、採用のときに、募集、採用のときに、市内に在住していても勤務が市外という方もいますよね。その比率、市内在住で市内勤務、市内在住で市外勤務のそれぞれのパーセンテージ、比率はどうなっている。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時14分)

◇
(開議 午前09時15分)

(委員長) 再開します。

(自治防災課長) 在勤についての比率はちょっととってございませんが
… …

(長嶋) 大体でいいですよ、わからなければ。およそで。

(自治防災課長) 済みません、おおよその数字はちょっととっていないので。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時15分)

◇
(開議 午前09時16分)

(委員長) 再開します。

(長嶋) 部長のほうで改めて答弁もらいたいのだけれども、まだ正式な調査がしていないと。比率の。感覚的な印象としては、今どういう掌握の仕方していますか。

(市民協働部長) 消防団員につきましては、当然のことながら消防団員のお住まいの住所というのは全て把握しておりますけれども、勤務場所というのは把握していないということなのです。ただし、先ほど申し上げましたように消防団員の精神と使命、地域のまちは自分たちで守ると、また市民の生命とか身体、財産は自分たちで守るということから考えますと、やはり一番理想なのは住所が市内で、勤務先も市内というのが理想でございますので、やはりそういったことが望ましいのですけれども、やはりなかなかそこまで規制してしまうと難しいですので、原則的にはやはり市内、あるいは自営の方とか勤務先が市内という方をできればお願いをしたいというふうには考えております。ただ、今後そういった把握につきましては、これ各分団長等をお願いをいたしまして、把握できる限り把握していきたいと思っております。

(長嶋) 募集の際に条件をつけると応募がしにくいという市民もいるのはあるのだろうと思うので、その辺は実態を踏まえた上での募集の仕方を考えればいいかなと思うのですが、行政側としてはやはり掌握はしておいてもらいたいと思うのです。それを前提にして市外勤務者が余にも多いというのであれば、それなりのまた次の手を打たなければならない。防災という重要な使命を担っているわけだから。だから、その辺はそういう捉え方をしてもらいたいと思えますし、今後調査を可能な範囲でやるということですから、それはそれでいいと思うのですが、それは今後に待ちたいと思えます。

それと、四、五年前かい、総務省だったかな、地域消防の消防団員が不足ぎみであるからということで、条件を改善してもらいたいという文書、通知を流したのです。たしか四、五年たっているだろうね。当時通知が出てすぐ議会でも私取り上げたのだけれども、議事録にちゃんと入っていると思うけれども、やはりあれの通知の内容というのは非常に広範囲にわたりまして、非常にいいことが記述されているのです。だから、あ

れが、鴻巣市がどれだけ今検討がなされ、実際取り組まれてきたのか、担当、少なくとも担当課がですよ、それまずは報告してください。

（市民協働部副部長）当時、生活安全課消防防災担当ということでお受けしたと思うのですけれども、実際に消防団員の装備に関する、今回も上がっておりますけれども、まず自分たちの安全を確保するための装備に関するものですか、また消防団員が消防団員として誇りを持って活動できるような環境をつくっていかうということで、これ消防団の本部を中心といたしまして、消防団員、これ毎年おおむね2カ月置きに分団長会議というのを図っておりますので、その席のところで自分たちの要望を上げていただいたりとか、またそういったものを要望いただきまして、以前長嶋委員さんのほうからもご質問等あったと思うのですけれども、当然そういった装備等につきましてもきちんと予算措置をなさないといいふうなご質問も多分受けたと記憶しておりますので、そういったものをもとに1つずつ私どものほうの市といたしましても予算化をとりまして、装備のほうにつきましても一つ一つそろえているのが現状でございます。また、今の法律の関係も出てきておりますので、改めてそういったものを積み上げていきたいと考えております。

以上でございます。

（長嶋）女性の応募を期待するとか、女性の採用をふやしていくというふうなこと、さらには研修を充実させて消防団員の技術をアップすると、引き上げていくというところも非常に重要であるということも指摘あったと思うのです。ですから、そういう面での研修体制というかな、制度としてやっぱり本市もつくっていく必要あると思うのですが、それは年間計画の中でそういった研修の充実を図るということについてはどれだけ今検討がなされ、実施がされているのでしょうか。

（市民協働部副部長）今の研修の関係と、また女性消防団員の関係で1つちょっとご説明させていただきたいのですけれども、まず研修につきましては年次計画を持ちまして、消防団、これ消防本部等のお力添えをいただくようなことになりますけれども、早速この6月の下旬に消防団員の研修をさせていただきます。これ全ての各19分団と本部づけの女性

消防団員を含めての研修ということで、6月の1日、6月の8日ということで早速研修のほうをさせてもらう考えでございます。また、女性消防団員、これ先ほど充実というふうなお話をいただきましたけれども、応急手当で普及員という資格研修につきましても、この3日間続けてということがありましたので、先週の日曜日、また24、25日の土日をかけまして女性消防団員4名に研修のほうを早速受けていただきまして、資格のほうを取らせてもらっております。

以上でございます。

(長嶋) そういった総務省の通知の中にもその勤務条件の改善、今審議している退職報償金か、こういったものの改善も指摘されていると思うのだけれども、その点については今回改善が図られるということで、よろしいと思うのですが、担当課が考えている本市の消防団員の現在の人口12万人のもとにおける消防体制、人数だね、簡単に言うと、それについては市が考えている人数、定数というか、それに対しては何%ぐらいの充足度と言ったらいいのかな、を実現していると見たらよろしいのでしょうかね。

(市民協働部副部長) 今充足度のお話出ましたけれども、定数が441に對しまして、実際に26年4月1日現在、先ほど自治防災課長からありましたように419という数字でありますので、まだまだちょっと不足しているところがございます。私どもにつきましては、何とかこれ、不足している分団等もございますので、そういったものにつきまして、なかなか集まりづらいという面もあるのですけれども、PR等を今盛んにしているところですので、また今回の法律の趣旨も踏まえまして1つずつ積み上げていけるように考えております。

以上でございます。

(長嶋) もう一度最後に、さっき女性の募集のことを触れたのだけれども、女性が消防団員として担える役割というのがあると思うのです。女性としての特徴を生かした。ですから、その辺をソフト事業も含めて今後開発していくと、事業の内容を、ということの役割もあるのだろうと思って、行政としては、その辺については考えている事業ありますか。

(自治防災課長) 活動といたしまして、昨年も行ったのですが、10月から3月までのまず夜警のパトロール、防火パトロール、それから防火に関する啓発活動、それから消防団のPR活動、それから式典等の補助ですとか、各種研修を受けまして女性の操法に関するものについても今後実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(長嶋) わかりました。

では、終わります。

(羽鳥) それでは、まず平成25年度の退職報償金の支給状況についてお聞きいたします。

(自治防災課長) 平成25年度につきましては30名、トータルの金額といたしまして1,064万8,000円の支払いでございました。

以上です。

(羽鳥) これは、階級ごとの人数もわかりますか。

(自治防災課長) そうしますと、まず副分団長が4名、分団長が8名、それから団員が13名、班長が3名、部長が2名。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、今年度の退職される方の予定数というのは、おおむね把握はできるのでしょうか。予想されているのであれば、その点をお聞きいたします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時27分)



(開議 午前09時27分)

(委員長) 再開します。

(自治防災課長) 合併後、統計して平成20年から25年度までの平均退職団員については26.66人ということが出ておりますので、その二十五、六人ということで想定はしてございます。

(羽鳥) そうしますと、現在の団員の平均年齢と実際に退職されるときの年齢というのはおおむねどれぐらいかをお聞きいたしますが。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時29分)



(開議 午前09時29分)

(委員長) 再開します。

(自治防災課長) 平均年齢というのは、その年度によってまたちょっと、分団長ですとか年齢差にかなり差がありますので、今後ちょっと統計はとってみるといふことで、今現在ちょっと手元に資料ございませんので、ちょっとお答えできません。

(羽鳥) ちょっと平均年齢がわかればまた質問の仕方も変わるのですが、大体在職が11.75年ということなのですが、退職される理由としてはどのような理由があるか、最後にお聞きいたします。

(自治防災課長) 自己都合ということでは退職願は出るのですが、家庭の事情ですとか、またご自分の家業ですとか、お勤めの関係というふうには聞いておるのですが、それ以外の理由というのは詳しくはお聞きしてございません。

(羽鳥) 結構です。

(金子) 二、三お聞きします。

1点目は、先ほど平均年齢ということでお話ありましたけれども、年齢構成的には何か例えば10歳単位とかでそういうふうな統計はとっていらっしゃるのでしょうか。若い人ができれば多くいたほうが、年齢構成的にうまくバランスがとれていけば非常によろしいのかなと思うのですが、そういう点は、ちょっと考えとかそういうので、構成的に統計があればということでお伺いいたします。

(自治防災課長) 入団の条件として18歳以上ということもあるのですが、先ほど一番最初にお答えしましたように5年未満が130人という、全体の31%を構成しているのですが、ただ18歳以上ですから、途中から入ってきたりということもありまして、年齢的な統計自体は今とってございませんが、18歳以上で健康なということがありますので、とりあえず分団によっては非常に年齢層が若いとかという分団もござい

ますので、それについてはちょっと統計的には今とってございませんが、分団によっては非常に若い構成の分団もございます。

以上です。

（金子） それでは次に、先ほど長嶋委員からも話ありましたけれども、女性の分団員ということで、女性の団員数とか、あと先ほど研修ということでお話ありましたけれども、研修的には応急処置研修とかAEDとか、今はやりと言っては変ですけども、そういうふうな緊急的なものも含めての研修ということで、研修内容等もちょっとお伺いいたします。

（自治防災課長） 女性消防団員につきましては、本年から鴻巣市は17名の女性団員がございます。女性団員自体につきましては、近隣において一番多くなっております。研修内容については副部長。

（市民協働部副部長） 研修内容でございますけれども、先ほど直近で3回いたしました応急手当普及員につきましては、心肺蘇生訓練、AED等を含めての応急手当ということになっております。また、6月に入りましてからの消防団員としての基礎的なもの、訓練礼式等を含めてのそういったまずは研修等に参加させていただきまして、積み上げていきたいと思っております。

以上でございます。

（金子） 続いて、今もありました女性団員ですけども、こちらの17名ということですけども、今後はこの方たちの中で男性と同じように幹部職員というのですか、幹部団員ということでやっぱり引っ張っていけるような方たちが出ればいいかなと思うのですけれども、それらに対する研修とかも含めていただければよろしいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（自治防災課長） 今後消防団員として男性と同じようなホースの扱いですとか、ポンプの扱いも含めましていろんな経験をしていただいた中で、幹部、いろんな経験を踏まえた上での幹部団員になれるような研修も、毎年これは研修を行ってまいりますので、いろんな研修に参加の機会をつくりまして、女性消防団員、幹部になれるような方が養成できればと思っております。

以上です。

（金子）次に、先ほどの募集の中でも18歳以上ということで、市内に住んでいる方ということで考えますと、住所のところに各分団があるかと思うのですけれども、そこにではなくてはだめなのか、それとも私はその分団よりも違う分団に行って違う地域を守りたいというか、そういう方も、いろんな人的なつながりもあるので、そちらへ行きたいという方もいらっしゃるかと思うのですけれども、そういうふうなのは、そのような状況というのはいかがなのでしょうか。

（市民協働部副部長）近年の状況でございますけれども、実はサラリーマンとしてお勤め、これ在勤ということでお勤めで、市内の方がお勤めしておりまして、お友達とやっぱり一緒の分団のほうがいいと、そういった場合には自分の地域を超えての分団というようなお話も聞いております。傾向としては、先ほど市民協働部長のお話のとおり、基本的には地元の方々が多くはなっているのですけれども、サラリーマンとして入っていただける方の中ではそういったようなお話も聞いております。以上でございます。

（金子）最後に、分団員ということで、その中には市の職員とか公務員関係の方もいらっしゃるかと思うのですけれども、団員ということでですね、その場合の待遇ということで、例えば職務義務免除とか、給与とか、そういうものには影響とか、そういうふうな条件対象とかですか、そういうものはいかがなものなのでしょうか。動きとか影響があるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

（自治防災課長）市の職員も含めまして、公務員が消防団員になることにつきましては、国家公務員法、それから地方公務員法におきまして営利企業等の従事制限の規定がございます。それ任命権者、例えば市の職員ですと市長の許可が必要となってまいります。これに関しまして、昨年の12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのが公布されまして、公務員の消防団員との兼職に関する特例の規定というものが設けられまして、この規定が本年の来月の13日から施行されることになっているのですけれども、これによりますと公務員が

報酬を得て非常勤の消防団員になることを求められた場合には、任命権者は職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないというふうな法律になってございますので、消防団員との兼職が認められた場合には営利企業等の従事制限の許可を要しないというふうになっておりますので、報酬等につきましても、職員の消防団員としての活動については基本的に勤務外ということも想定されておりますので、そのために消防団員の報酬の支払い方法が定額という、定額払いということになっておりますので、その額も極めて限定された額の場合では職員としての給与を減額する必要もなく、消防団員としての報酬を支給することも差し支えないというふうな考え方が明確にされておりますので、職務に専念する義務の免除につきましても、消防団の活動の充実強化を図る観点から、任命権者は柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう必要な措置を講ずるものというふうな規定もされておりますので、これらも含めまして、消防団員が少なくなっている中で、その職員等についても消防団員になれるように規定されているというふうなのが現状でございます。

以上です。

(金子) わかりました。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第50号 鴻巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(長嶋) 今制度、今まで何回もこの制度の内容は説明受けているのだけれども、整理した形でただいま説明受けましたが、これの実際の運用、農家が申請を何%して、もう既に100%申請が完了して、補助金がいつ出てという時間的なタイムスケジュールも含めた進行状況と言ったらいかな、この助成に基づく、制度に基づく手続きがどれだけ進行しているか、その説明してください。今回の降雪災害についての。

(環境産業部副部長兼農政課長) 今回の補正をお願いしました補助金の関係につきまして、突発の大雪による災害ということでございまして、時間がない中、農家の方に対しまして調書を提出していただきまして、県、国等に対しまして補助金の概算要求金額を要望したところでございますが、今のところ国のほうでスケジュール的に非常に、フロー的なものはいただいているのですけれども、実際にこれから国の配分通知、割り当て内示をいただきまして、本申請、計画承認申請と進んでいくわけなのですけれども、実際に今回の補正をお願いした分につきましては、あくまでも概算要求の国、県等に対しましての補助金の申請でございますので、これからいわゆる本申請、農家の方々に対しまして補助金の申請等をしていただくような形に進んでいくわけなのですが、いまだ時間がかかるというふうなことが想定されまして、県のほうでも具体的にその辺の指示がない中、今日に至っているわけなのですが、農家さんのほ

うからもいつごろその辺の手続とか補助金はいつ入るのだというふうな声が窓口でご相談等があるのですけれども、実際に現在国、県が通知をいただいた中で、県と調整を図りながら、各農家に対しましては周知を図って、適切な申請等の手続についての指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

（長嶋）農家の中には前借りして施設の再建修繕を図りたいという方も当然いると思うのだよね。それについて、そういう相談がどのくらいあって、それに対してはどのような対応されているのですか、行政としては。まだ交付が受けられないという中で農家はもう仕事を進めたいわけだけれども。

（環境産業部副部長兼農政課長）今回の補助金の申請の中で長嶋委員さん言われるようにお金がないのだと、つなぎをどうしたらいいのかと、そのお悩みになっていることは常々窓口で相談を受けています。実際に補助金につきまして、あくまでもつなぎ、今のお話ですと補助金がおきるまでのつなぎ融資とか、その辺のご相談もありまして、どうなのだろうふうなことがありますので、一応国の考え方としますと国庫、国と県の補助を投資しておりますので、お金があるというような見方をされてしまうと補助対象になりませんよと、その辺のスタンスは常々言われているのですけれども、つなぎ融資は認められないというふうな指導を受けています。自己資金があるのであれば、その自己資金で再建に向けてやってくださいというような形で指導は受けています。ただ、県のほうも若干トーンが下がってきて、いろいろ相談とかその辺の内容が、地域の実情の問題を県、国を通じていろいろ協議しているようですので、今のところつなぎ融資資金については認められないというふうな形をお願いしております。

以上です。

（長嶋）あと、本申請の今後の完了予定というかな、申請がいつ予定として完了し、交付がいつスタートして、いつ、国の予算だから、執行の予定あるだろうけれども、農家の方々が国、県から、あるいは市から交

付を受ける予定、その時期はいつごろですか。スケジュールとして。早ければいつ、遅くてもいつ。

（環境産業部副部長兼農政課長）全くわからない状況です。フロー的には国のほうが説明会等でいろいろ事務の流れにつきましてもは各市担当のほうにフロー図は来ているのですけれども、この中で着工届、あるいは交付申請とか、その辺のスケジュール的なものの流れは示されていますけれども、長嶋委員さん言われるようにいつごろかということの日にちは全く来ていない状況でございますので、大変申しわけないのですが、農家の方に対しましてもいつごろだということも言えない状況の中、事務をやっている状況でございます。

以上です。

（長嶋）そうすると、せっかくいい制度ができて、国会議員も随分努力されたようなのですが、国家の補助金の助成が受けられないと、なかなか、先送りになってしまうというのは、農家の皆さんからすれば、その間自分でお金がか立てられて修繕とか再建が果たせる農家の方々はいいいわけだけども、そうではない場合は作物がつかれないと、その間収入が得られないと、こういう問題になってしまうわけだよね。やっぱりその辺は非常に困った事態を今迎えているということと言わざるを得ないのだけれども、今の課長のほうではフロー、全体の流れの図面はあるのだけれども、スケジュールが入っていないだけなのだと、こういう説明しているのだよね。表の話ではなくて裏の話で県のほうでその辺いつごろになりますねというふうな話はないのですか。

（環境産業部副部長兼農政課長）一応管轄のさいたま農林振興センターのほうで、担当部長等がいますので、その辺の情報等については情報交換をお願いしているところなのですが、先週の23日の金曜日時点に今回のこの再建の金額がどのくらいになったかというふうな管内の総まとめ状況を調整しているという状況のようです。実際に、ですからこの金額が決まった段階で県等、あるいは国等が公表するかとは思いますが、その後もう直ちに補助金の内示あるいは申請についての指示が出てくると思いますので、時間はそんなにかからない状況で次の手続を進

めてくれというふうな形で来るかと思えますけれども、内々の事務的な事業については、こちらでは農家の方々に対しまして次の申請がこういうことがありますということは周知をしておりますので、時期がいつになるかというのはちょっとまだ何とも言えない状況です。

（長嶋）例えば数カ月以内とか、半年先とか、その辺の見通しはどうですか。

（環境産業部副部長兼農政課長）数カ月、半年ということはないと思います。この事業は単年度予算でございますので、26年度中での補助対象になっておりますので、もう肅々と月日がたっていますので、残り年度末に向けての事務的な作業が忙しくなると思いますが、再建に向けての農家さんの方々に対しては事務的な手続を進めていただくだけで、その辺はなるべくうちのほうも早目早目というふうな形で県、国等にはお願いしたいというふうな考えでおります。

以上です。

（長嶋）では、終わります。

（大塚）それでは、改めまして農業費のほうの再建・修繕についてであります。先ほどの説明の中で同程度あるいは同規模程度の取得という説明がありました。非常に以前どんなものが建っていたのかというのを確認するという行為、それが難しいような気がするのですが、それらについてはどのようなラインを引いて、申請に対して目を通していくのか、この点について1点伺います。

（環境産業部副部長兼農政課長）いわゆる被害が出た状況の中で実際に農家さんの方々にお願いしたのは、現地の写真を必ずお撮りくださいということで、今回災害見舞金のほうで写真等をお願いをしてありましたので、各農家の方におかれましては現場の写真を撮っていただいております。なおかつ状況につきましては目視というふうな形になるかと思えますけれども、私も現地調査で相当行った中で、大体ハウスですから、何間の何間だというふうな形、間口、奥行きのもーター数でどのくらいが建坪かというふうな形での状況は把握しておるようです。実際に同程度、同規模、これが一応再建に結びつく今回の補助金の基本でござ

いまして、これを縮小してしまうと好ましくないと、規模を縮小するということだと補助対象としては見られないというふうな条件がありまして、同規模以上のものというふうな形で条件の中に入っておりますので、この辺につきましては農家さん等の窓口、あるいは補助金の手続をしていく中で若干縮小している農家さんもございます。その辺が、ではどの辺までがいいのか悪いのかというふうなことにつきましては、非常に県のほうに、やはり被害をこうむった状況でございますので、規模を縮小したということであっても、補助対象に結びつくような形で県のほうにお願いをしようかなというふうな形では考えております。

以上です。

（大塚）ただいまの一つの線を引くということについては、ある一定のラインをもって市のほうも含まれるという判断で進めていくというふうに理解をいたしました。

1つ例を出して確認をしたいのですが、例えば同じ広さのハウスである、いわゆる面積的には同じだと。私たまたま住んでいる地域には花卉生産者がもういっぱいいる真ただ中におりますので、例えばハウスの構造でいきますと、当然鉄骨が多いわけなのですが、附属の設備として例えば換気のためのあけ閉めの設備に単体について言えば、手動式もあれば電動式もあります。あるいは、温度を調整するためには暖房等の設備がついているところも当然あります。それら以前使っていた、今まで使っていた規模を超えるもの、いわゆるプラスアルファということで申請が上がった場合は認められるという認識でよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

（環境産業部副部長兼農政課長）非常に大変な状況の中で、今お話がありましたように花卉生産農家の方々の被害が多いというふうなことでこちらは認識しているのですけれども、いわゆる現状の附属施設等で今まであったものが壊れたということであれば再建費用の対象として認められるわけですけれども、この機会に新たに今まで以上の規模のものに、通常そういうことを考えるはずなのですけれども、ハウスの構造等も今以上のものをやるというふうな方々が非常に多いことは聞いておりま

す。実際その辺がどうなのかというふうなことで、県等の質問というか、QアンドA、いろいろ話がある中で、今の規模にある附属の施設とか、その辺のものを前あったものがなくなってしまって、また附属施設を設備をする、投資をするということであれば補助対象となるということですが、今までなかったもので今回規模拡大をしていく中で、その辺の新たな施設を再建の中に含んで要望するという部分につきましては自己負担が発生するという、補助金の対象外になってくるというふうな捉え方で県等からは指導を受けております。

以上です。

（大塚）同程度、同規模というのが非常に判断が難しいかなとは思いますが。ぜひ被害に遭われた方々の立場に立って、従来、従前のものに比べて下回る部分、あるいは上回る部分もあるかと思いますが、なるべく配慮して進めていただきたいというふうに思います。質問は今の部分にとどめたいと思います。

続きまして、消防費のほうであります。以前伺った情報の中では、今回天神第一、第二が共同体というか、一緒になったというふうなことで聞いておりますが、その前の段階では、過去鴻巣市の事例としては4団体もしくは3団体がこの対象事業になっていると聞いておりますが、その数と、それから受けた団体名、年度についてわかればお答えをいただきたいと思っております。

（自治防災課長）それでは、過去に天神第一、第二以外で2団体受けております。平成21年度に下谷の地区の防災組織、自主防災会ですね、それから平成24年度に吹上富士見1丁目の防災会が受けております。これまで天神を含めて3団体がこの助成を受けるという形になってございます。

以上です。

（大塚）過去に2団体受けているということですが、下谷並びに吹上富士見の地域の組織で、いわゆる物品購入が主だと思いますけれども、その購入したものをその後どのような使われ方をしているのか、いわゆるややもすると眠ってしまっているということもあり得るかと思

ますので、年数はまだたっていないのですけれども、そこら辺利用状況、使用状況については把握をしているのか、いかがでしょうか。

（自治防災課長）この自主防災会につきましては、各防災会が毎年自主的な防災訓練、それから出前講座を利用しました防災の講習会等を行っております。その時点で中のものを出したり、それを使って避難訓練等を行ったりという、ポンプなんかも使ったりということも行っておるようですので、眠っているという状況ではございません。

以上です。

（大塚）最初の下谷の地域においては21年ですから、まだ5年程度でしょうか、まだまだ新しい支援事業でありますので、今後を含めると、ある一定のラインで取り決めというか、ルール化をして、その資機材等を利用している状況等について把握をしてデータ化していく、いわゆる有効に使っていますよというのを検証するためにも今後必要かなと感じますが、その点はいかがでしょう。

（自治防災課長）各自主防災会につきましては、防災訓練等行った場合に、毎年助成金等、補助金等を支払っておりますので、その中の実績報告として、アンケートを含めましてどういうことをやったかというものも全て提出していただいておりますので、それについての資料はこちらで全て把握してございますので、その点も含めまして今後も有効活用を促すような形で指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

（大塚）今後の予定の中に含まれると思いますが、今回の天神の第一、第二、これ以降の申請予定については把握をされていますか。

（自治防災課長）こちらの宝くじにつきましては、自主防災組織については非常に競争率が高くて、上げてももらえないということも過去にございました。今後も自主防災組織につきましては、この補助金につきましては、各自主防災組織に通知をしまして、手を挙げていただいて、まず鴻巣市の中で代表決めて申請をしていくと。これは毎年毎年要綱が宝くじの売り上げによって変わったりしますので、その状況は県等の状況を把握しながら行っていきたいと思っております。以上です。

(大塚) 改めて今現在把握されている団体数がありますか。希望している団体数。

(自治防災課長) これから夏場に向けて各防災組織へ通知を出して、手を挙げていただきますので、これは毎年の繰り返しですので、これからということになります。

(大塚) 例えば26年、このタイミングで希望していた団体が複数団体あって、その中で今回は天神第一、第二が選定された、選ばれた。ということは、もう既にそういう意思があるという団体はわかっているという理解になりますね。そうすると、一度申請すればいずれは順番で来るよということでもなくとも、実際に数というのは把握されているのかなというふうに私は理解をしたのですが、いかがでしょうか。

(自治防災課長) 昨年この天神に決まる前のくじ引きでいきますと、手を挙げた団体30団体ございます。ですから、これは代表に集まっていたいてくじ引きをして決めたという経緯がございますので、またもう一度ということになりますと、数からいけば同じぐらいの団体が手を挙げるというふうなことは十分予測できると思います。

以上です。

(大塚) 30分の1の確率ですから、非常に当たりづらいというのは理解できました。ただ、申請する団体側にすると毎年毎年同じことの繰り返しで、申請した、外れたという繰り返しだと何となくやる気がうせてしまうところもあると思いますので、できたらその申請の方法も複数年有効だとか、そういった対応も申請する側にすると非常に作業が省かれるかなと思いますので、それについては今後改善を期待して質問を終わります。

(福田) 経営体育成条件整備事業の関係についてお聞きをいたします。いずれにしても今回5億何がしの補正を組まれたわけで、今これを執行するまだ見通しは立っていないということですか。

(環境産業部副部長兼農政課長) 現在、県を通じて国のほうに補助金の申請の手続をとった段階ですので、まだ執行という状況ではございません。

(福田) 一応補正で組まれたということは、この額が来るだろうという、使えるだろうということで補正を組まれたわけですね。だから、あとはいかに早くこれを被害を受けた人たちに執行できるかという問題なのですけれども、なかなか国の事業、県も絡んでいますし、市単独では、ではいつやりますということは申し上げられないと思うのですけれども、ただ県もぐずぐずしているとなかなか延ばし延ばしするから、うるさいぐらいに要求したほうがいいと思うのです。だから、ここはさいたま農林振興センター管内ですから、ぜひしつこく要求していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(環境産業部副部長兼農政課長) やはり声は常々現場の声としまして、非常にハウス等の災害がひどかった、さいたま農林管内でも鴻巣が一番大きかったというふうな形の話聞いておりますので、県北に向かう自治体ほど被害が大きかったということの話の中で、やはり早急に早目にこの補助金の申請の手続等をやっていただいて、なるべく一日でも早く内示をいただく、あるいは交付決定に至るまでのことを常々さいたま農林のほうには要望していきたいと思えます。

(福田) それで、この対象要件なのですけれども、もう実際に経営されている方、特に鴻巣ですと花屋さんが多いわけなのですけれども、もう既に修繕等を終わらせてハウスも稼働しているところがあると思うのですが、それは対象外ということなのですか。

(環境産業部副部長兼農政課長) 今回最終的に5月の12日に県のほうに補助金の申請を概算要望いたしましたので、その前に一応うちのほうで要望調書のほうを提出していただきましたので、その農家の方々については現状もう待たなしで、花卉農家につきましてはもう再建を図っている農家さんもいますので、対象として申請、要望調書を提出していただいているの方々ほとんどだと思いますので、その方々は対象になるというふうな形で県のほうに補助金申請しております。

(福田) 先ほどの説明の中で、自己資金で修繕なり再建できる人には対象とならないというようなお話を聞いたのですが、ということは、これは全て個人で借金をした中で……

(そうじゃないよの声あり)

(福田) そうではないのですか。いや、では……

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時15分)



(開議 午前10時16分)

(委員長) 再開します。

(福田) では、既に再建されている方がおります。そういった方々にもさかのぼって支給の対象になるということによろしいのでしょうか。

(環境産業部副部長兼農政課長) 今回補助金の申請手続等に時間がない中に申請していただいていますので、申請の期間内にもう各農家の方々につきましては申請をいただいておりますので、1つ不安なのが、中には申請しなかったのだけれども、これからも大丈夫かいというふうな農家さんも中にはいると思うのですけれども、その辺の受け皿は農政課としても県の協議の中でやっていきたいというふうな考えでいるわけですが、実際にはもう進んでいる農家さんについてはさかのぼってというふうな形で、申請をしていただいている方については、あくまでも補助金の対象として県、国等に出してありますので、大丈夫だと思います。

(福田) この申請の期間、期限なのですかけれども、もう既に締め切っているのですか、それともまだ、いつまでという期限があるのですか。

(環境産業部副部長兼農政課長) 第1回目、第2回目というふうな形の要望調書の受け付けがあったのですけれども、最終的に県のほうは第1回目で確定をしたいというふうな話だったのですが、先ほどお話ししましたように5月の12日の最終の要望調書の提出をいただいた農家に関しまして県のほうに報告をいたしましたので、この数字が最終的に内示になってくるはずですがけれども、それをもって補助金の交付額が出てくるというふうな形になるかと思えます。

以上です。

(福田) もう過ぎてしまったことなのですかけれども、農家というのほど

うも事務的には余りそういったことやっていないので、大変だ、大変だという声を聞いたのですけれども、申請書の作成等は、主体はもう農政課さんが主体になって指導しながらやったのでしょうか。

（環境産業部副部長兼農政課長）福田委員さんが言われるように、本当に今回の被害があって、写真を撮ってください、見積書をとってください、いろんな形でお願いをしたわけですけれども、その中で窓口に来ていただきまして聞き取り調査的な形の要望調書をまとめましたので、非常に事務的手続が大変だったというか、窓口で大分怒りを買った農家さんもいらっしゃいます。こんな面倒くさいのならというふうなお話も何件も窓口でいましたけれども、やはりご自分の再建のための申請でございますので、書類等が不備だった場合には、申請をしても後で確定した後実績の中で返還等が生じないような形で適切な対応の事務申請をしていくというふうなことで非常にご負担はかけたかと思えますけれども、慎重な調書のほうをお願いしたというふうな形でやっております。

（福田）ですから、今の申請の方法なのですけれども、農家にしてみると、これまで例えばカメラ、デジカメいじるといったって嫌だという人もいるわけです。そんな中で、私のほうは行政のほうで多分しっかりと指導してくれたのだと思うのですけれども、やはり花卉組合とか農協とか、そういったものも指導して、そういうところで受け付けてやってくれるような、やはり行政としても指導する必要があったのかなというふうに感じているのですけれども、いかがでしょうか。

（環境産業部副部長兼農政課長）言われるとおり、4月、5月、年度末に関しましての大雪災害だったものですから、私どものほうでは総会等、役員会等が4月、5月非常に多かった中で、一応花組合とか関係の団体の総会等は常々参加させていただいて、出席しておりますので、その席で一応資料等お持ちして、実際にはその場で本来は要望調書の受け付け等ができればいいのでしょうかけれども、総会等、役員会等議事が決まっている中で、その後ということになりますと非常に時間等もかかるというふうなことも考えられますので、役員会、総会等の席では常々今回の大雪災害に対する補助金のPRとチラシとか関係の調書等もお配りした

花組合と川里の農業青年会議所とか、いろんな関係の、養豚組合とか、その辺の関係機関の総会等ではお話をしております。

以上です。

(福田) いずれにしましても、全てその申請もパソコンでしなさいとか、そういうことでやっていますので、これからも行政と、あるいは外郭団体というか、いろんな組合、農協等とよく連携をとりながら、農家に余り負担にならないように、ぜひともこれからうまく指導していただければありがたいかなと思うので、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

(環境産業部副部長兼農政課長) 先般JA鴻巣、JAほくさいさんのほうにも行きまして、いろいろ違う関係の要望等の協議もありましたので、お話しに行ったのですが、やはり今回非常にその辺のことにつきましても期間がない中、各農家の方々に周知ができたのかというふうな、農政課としますとその辺の不安がありましたので、その辺のお話等は組合長さんとか支店長さん等にお話を聞いた中では、大体被害が大きかった中では各農家さんのほうには周知は図られて、手続等には若干、中には悩んでいる方もいらっしゃるというふうなお話もお聞きしましたがけれども、両支所の農協さんとも今回の大雪に関しましては行政のほうでのそういう手続関係とかやっている問題については農協さん等の協力等も得られた中で非常にスムーズにいつているのではないかなというふうな形で、私のほうでも一応時を見ていろいろお願いには上がっております。以上です。

(福田) 課長さんのほうからうまくある程度いつているというお話を聞きましたので、今後こういった被害がまたいつあるかどうか分からない、そういった中でやっぱり迅速な対応が必要ですので、これからもよろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

(羽鳥) それでは、農業災害対策の特別措置事業についてなのですが、これは農業資材、苗木、種等の購入費は100%補助ということなのですが、私の聞いている範囲では3割以上の生産性の低下が見られた場合の補助事業だと思うのですが、対象が133件あるのですが、その調査の仕方はど

のようにされたのかをお聞きいたします。

（環境産業部副部長兼農政課長）今回、2月14日の大雪の以降、2月の16日の日曜日から農政課並びに県のさいたま農林振興センターの職員等で現地調査を実施いたしまして、今回県の条例に基づく農作物の被害に対しての補助事業ということで、実際に野菜関係とか、キュウリ、ナス、トマト、イチゴのやっている農家の方々というのは、大体農政課のほうでもハウスを持っている農家さん把握しております。ちょっと花卉農家につきましては非常に広範囲にわたりまして、大きかった中で、その辺ある程度花卉生産農家につきましてはウエートを置いて、かなり農政課の職員も現地調査等でいろいろ何回もお邪魔している状況の中で、実際にハウスの被害面積、県条例のほうの対象も30%以上というふうなくくりがありまして、被害面積がそれぞれ面積割合によって県単価が幾らかというふうな金額が決められておりまして、その基準に基づきまして各被害状況をまとめた状況です。この各農家さんにつきましては、キュウリ、ナス、トマト、イチゴ農家については、現地に行きまして担当、農政課の職員等が写真を撮ったり、現地調査等、出向いた結果の数字、聞き取り、対象の農家さんのほうも現地での聞き取り等実施しております、面積を出しております。

（羽鳥）そうしますと、3割以下の被害状況の生産農家もあるというふうには理解するのですが、その件数というのはどれぐらいあったのでしょうか。

（環境産業部副部長兼農政課長）実際に羽鳥委員さん言われるように以下の方の農家さんもかなりいらっしやっただと思います。路地トンネルとかでやっている農家さんなんかほとんど全滅状態になっている状況は把握しておりますけれども、非常にうちのほうとしても状況が、ハウスの再建、その辺の問題等で県の県条例に基づく制度の中でやっておりますので、その30%以下はどのくらいかということは、ちょっと農政課としては把握しておりません。

（羽鳥）そうしますと、その適用外の生産農家に対しての補助、また救済策は現時点ではちょっと提案ができない、提示ができないというふう

に理解してよろしいのでしょうか。

（環境産業部副部長兼農政課長）今回お願いしました補正の補助金の対象の枠では一応再建に向けての対象とできないというふうな形になりますので、以下の方につきましては、非常に厳しいのですけれども、農協さん等のローン、いろいろその辺の近代化資金等の関係もありますので、その辺を活用していただくというふうな形になるかと思えます。

以上です。

（羽鳥）それでは、次に経営体の育成事業のほうについてなのですが、こちらのほうでハウスを初めとしたものの撤去、再建、修繕が行われるわけなのですが、これらの国と実際の見積もり単価の差異が生じるとは思うのですが、その差異が生じた場合にどのように調整するかをお聞きいたします。

（環境産業部副部長兼農政課長）実際に今回出された調書の中では個々に見積書のほうを提示していただいていますので、見積書に基づく金額を要望しておりますので、若干これから再建に向けてやっていく中で見積書の金額を上回ってしまう、下回るとかというその辺の話もあるかと思えますけれども、個々に農家さんの方々からの経営体の再建に向けての積算につきましてはの要望調書は見積書を基準に出しておりますので、その数字で再建に向けて事業進めていただくというふうな形しか言えないのですけれども。

（羽鳥）実際に国のほうの補助、県のほうの補助がなかなか来ないとは思いますが、現場ではもう進めているわけですよ、再建を。ハウスの再建を始めている農家もあると思うのですが、それに対しては全く問題ないのでしょうか。

（環境産業部副部長兼農政課長）今回、撤去費用につきましては国のほうが、農林水産省のほうが早目に撤去はなるべく農家の負担なしでやりますというふうな形で、平米単価それぞれ、ガラス、鉄骨、パイプハウス、いろいろ種類があるのですけれども、その平米単価が幾らというふうなことを国のほうは早目に提示しておりますので、その平米数に基づく単価での撤去というふうな形は農家の方々は理解しておると思えます

ので、その撤去費用等が業者のほうのほうがどのくらい、自力の撤去も中には農家さんございますけれども、業者に委託した場合には単価も違った状態でのものが、市のほうもある程度農家の方々に対しましてはこの辺の情報もお渡ししておりますので、十分農家さんのほうは理解しているかと思えます。

（羽鳥）あと、実際に業者のほうの見積もりのほうがこれ以上下げられないという形で、農家のほうも始める場合において国との差異が出た場合は、その部分を農家のほうが持つ形でやれば国と県のほうの補助金は、また市のほうの補助金はもらえるというふうに理解してよろしいでしょうか。

（環境産業部副部長兼農政課長）今回あくまでも補助、要望調書を出していただいた金額で実際に見積書等もつけていただいているわけですが、先ほどもご質問あったかと思うのですが、一応上回った場合というふうな形になりますと、これは自己負担分が発生するというふうなことです。非常に一律各農家さんのことを平均した形でのお話ではできませんので、各農家さんのハウスの実情、材質、物がいろいろ、ハウスの物がいろいろ変わって立てられておりますので、その辺は要望調書のほうがどういう形で出されているか、その実際に出されたものがそのとおり着工になっているかというふうな部分での見分けをしていくしかないと思えますので、上回った場合には自己負担も発生するというふうな形しか、現在の段階では国等の指導の中でお話その辺しか言えないのですけれども。

（羽鳥）そうしますと、実施希望者のほうが115件あるのですが、その115件の中でおおむね見積もりは国のほうの基準と整合性があるという形で、まだ2週間だと思うのですが、締め切りが終わってから、現場としてはそういう、担当課としてはおおむね合っていると、見積額が合っているというふうに調査の結果が出ているかどうかをお聞きいたします。

（環境産業部副部長兼農政課長）非常に私のほうも不安になっていましたので、その辺につきましては各花卉の農家さんの方のほうにお邪魔し

て、金額がこのような形になっていますけれども、どうなのでしょうかと
いうふうなお話はしております。実際に数字的にもそんなにかけ離れ
ていない、いい数字だというふうなことを聞いておりますので、農家さ
んのほうも金額が上回るというふうなことなく、やはり自己負担余りな
いような状況での再建に結びつくような形でこれからいけるのではない
かなというふうな感じであります。

以上です。

（羽鳥）それでは最後に、いただいた資料なのですが、（１）の部分で、
被害説明の中でその他というのが件数 7 件あるのですが、その内容につ
いてお聞きしたいのが 1 点と、あと（３）の廃ビニール等の無料収集実
績があるのですが、こちらのほうの単価と、あと処分方法についてお聞
きいたします。

（環境産業部副部長兼農政課長）その他の分類ですけれども、これは農
業用の施設というふうな形で、いわゆる畜産農家の方で豚舎とか畜舎も
被害に遭っていますので、その辺の、今回くぐりのパイプハウス、鉄骨、
ガラス温室等のハウスではない施設というふうな捉え方であります。
それと、廃ビですか。

（羽鳥）はい、廃ビニール等です。

（環境産業部副部長兼農政課長）これは……

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午前 10 時 34 分）



（開議 午前 10 時 34 分）

（委員長）再開します。

（環境産業部長）廃ビニールに関しては、私のほうからお答えさせてい
ただきます。

ここにもありますように、3月27日と4月の24日、2日間フラワーセン
ターと川里中央公園で回収をさせていただきました。車両4トン車で回
収しまして、実際1キロ当たり処分が50円、車両1台当たり運搬に係る
費用、これが1万5,000円ほど見込んでおります。それで、合計値、キロ

はここ出ていますね。2万2,370キログラムを処分してというその計算式で行っています。実際には処分費が111万8,500円、車両に係る、運搬に係る費用が19万5,000円、それらを合わせました金額となっております。以上です。

(羽鳥) ちょっと補足をお願いしたいんですが、これ実際に処分の方法は不燃物として埋め立てなのでしょう。最後の処理は。どのような形での処理をされているのかを最後お聞きいたします。

(環境産業部長) ビニール、ガラス、木材、鉄、さまざまなものが出ておりまして、売却が可能なものは売却というふうなことになると思うのですが、そのほかのものはやっぱり産業廃棄物という扱いで業者のほうに処分をしていただいたということになっています。

(羽鳥) では、結構です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。
なお、議事録の調製につきましては委員長に一任を願います。
ご苦労さまでした。

(閉会 午前 10 時 38 分)